東京都職員共済組合	7.0/1000
指定都市職員共済組合	
市町村職員共済組合	0.8/1000
都市職員共済組合	

○総務省告示第百十九号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第七十四条の二の規定に基づき、平成二十八年三月三十一日総務省告示第百二十七号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に、「、法第七十五条第一項に定める厚生年金保険給付に係る」を「負担すべき金額は、一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付（以下「地方の組合の経過的長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として」に改め、「規定する団体組合員の標準報酬月額」の下に「（法第四十三条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）」を加え、「千分の十・一」を「千分の六・九」に、「一元化法附則第七十五条の二第一項に定める地方の組合の経過的長期給付に係る」を「地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として」に、「千分の一・二」を「千分の〇」に、「地方職員共済組合が、法第七十五条第一項に定める厚生年金保険給付に係る」を「地方職員共済組合が負担すべき金額は、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として」に改める。

○総務省告示第百二十号

統計研修所研修規則（昭和五十一年総理府告示第二十七号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

題名を次のように改める。

統計研究研修所研修規則

第一条中「統計研修所」を「統計研究研修所」に改める。

第二条第二号中「統計研修所長」を「統計研究研修所長」に改める。

○総務省告示第百二十一号

災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第四十三条第四項の規定に基づき、平成二十八年に発生した災害に係る同条第一項の地方公共団体を次のように告示する。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

都道府県名	郡名	市町村名
北海道	空知	南富良野町
	上川	新得町、清水町
岩手県		宮古市、久慈市
	下閉伊	岩泉町

○総務省告示第百二十二号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第四十三条第二項、第四十四条第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、平成二十八年に発生した災害に係る令第四十三条第一項の地域、令第四十四条第一項の市町村及び令第四十五条第一項の地域を次のように告示する。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

一　令第四十三条第一項の地域

(一)　同項第一号に該当する地方公共団体の区域

都道府県名	郡名	市町村名
北海道	沙流	平取町
	上川	清水町
岩手県	下閉伊	岩泉町
熊本県	上益城	御船町、甲佐町

(二)　同項第二号に該当する地方公共団体の区域

都道府県名	郡名	市町村名
北海道	勇払	むかわ町
岩手県		久慈市
	岩手	葛巻町
	下閉伊	山田町
熊本県		熊本市、宇城市
	上益城	嘉島町

二　令第四十四条第一項の市町村

都道府県名	郡名	市町村名
北海道		帯広市、紋別市
	沙流	平取町
	上川	清水町
	河西	芽室町
	中川	本別町
	足寄	足寄町
青森県		十和田市
岩手県		宮古市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市
	岩手	葛巻町
	上閉伊	大槌町
	下閉伊	山田町、岩泉町
	九戸	洋野町
	最上	舟形町、大蔵村
山形県		瑞浪市
岐阜県		洲本市
兵庫県		大田市、江津市、雲南市
島根県		邑南町
広島県	邑智	大崎上島町
山口県	豊田	光市、柳井市
高知県		宿毛市、四万十市
熊本県		熊本市、宇土市
	玉名	玉東町
	上益城	益城町、甲佐町
大分県		中津市、杵築市
宮崎県		日南市
	北諸県	三股町
鹿児島県		枕崎市、霧島市、志布志市